

至りたるものは左の各項に總り扶助金を給與す
大傷 金三百圓

- 一、兩眼を亡したるもの
 - 二、二股以上を亡したるもの
 - 三、咀嚼言語の機能を併せ廢したるもの
 - 四、内臓の機能を大に妨ぐるに至りたるもの
 - 五、其の機不具瘵疾となり全く勞働し能はざるに至りたるもの
- 中傷 金二百圓
- 一、一肢を亡したるもの
 - 二、二股以上の用を廢したるもの
 - 三、咀嚼言語の機能を大に妨ぐるに至りたるもの
 - 四、内臓の機能を妨ぐるに至りたるもの
- 小傷

第一類 金百圓

- 一、一眼を亡したるもの
- 二、一肢の用を廢したるもの
- 三、一眼及一耳以上の機能を併せ廢したるもの
- 四、拇指又は示指を合せて三指以上を失し又は其の用を廢したるもの
- 五、鼻を失し其の機能を大に妨ぐるに至りたるもの
- 六、足關節の下約三分の一以上を失ひたるもの
- 七、兩耳の機能を廢したるもの

第二類 金八拾圓

- 一、頸若くは腰の運動を大に妨ぐるに至りたるもの
 - 二、拇指若くは示指を合せて二指を失ひ又は其用を廢したるもの
 - 三、拇指と示指とを合せ失ひ又は其用を廢したるもの
- 第三類 金六拾圓